

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第1

別表第1（第2条関係）

(契約違反)	
<p>5 市発注の工事等の施工に当たり、第3項に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。</p> <p><u>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。</u></p> <p>(3) 公害防止策および危険防止策が不良のとき、または工程管理、資材管理もしくは労働管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。</p>	<p>6月</p> <p><u>3月</u></p> <p>1月</p>